

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第113号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年5月3日 13時55分ごろ	
発生場所	東京都江東区豊洲ふ頭 晴海信号所から真方位080° 2,100m付近 (概位 北緯35° 38.97' 東経139° 47.72')	
事故等調査の経過	平成21年5月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 監視取締艇 かべら、5トン未満（長さ9.0m） 240-40641東京、国土交通省 B 水上オートバイ ^{ビーワンオン} B-10N、5トン未満 不明、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、不明	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 右舷側面及びバックミラーに約10cmの筋状の擦過傷	
事故等の経過	A船は、江東区豊洲東雲運河で水上オートバイの事故があったとの付近住民からの通報を受け、東雲水門付近で係留船舶に接舷しようとしたところ、平成21年5月3日13時55分ごろ、同係留船舶に係留されていたB船に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約10cm、うねり なし 特記事項：発生場所付近には、当時、強風波浪注意報が発表されていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、東雲水門付近において、係留船舶に接舷作業中、風速約10m/sの南風によって船体が圧流されたため、係留船舶に係留されていたB船に衝突した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が、東雲水門付近において、係留船舶に接舷作業中、風圧で圧流されたため、同係留船舶に係留されていたB船に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	